

福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート
緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱(令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「国農業支援サービス事業補助金交付等要綱」という。)に基づき、農業支援サービス事業体(以下「事業実施主体」という。)の育成・活動の促進等を早急に進めるため、事業実施主体に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助率)

第2条 福島県知事(以下「知事」という。)は、事業実施主体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等の導入に要する経費について予算の範囲内で当該事業実施主体に補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 事業実施主体は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 国から付された補助金交付の条件を遵守するために必要な事項。
- (2) 事業実施主体等が規則第18条の規定を遵守するために必要な事項。
- (3) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分(補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)しようとする

するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

3 事業実施主体等は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運営を図るものとする。

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(状況及び完了の報告)

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業遂行状況報告書(様式第4号)により、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、当該年度の1月10日まで行うものとする。

ただし、当該年度の12月に第8条による概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告に代えることができるものとする。

2 事業実施主体は、当該事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第6号により、その事業完了の日(事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の

全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金交付の決定の通知を受けた事業実施主体は、当該事業が完了した場合は、補助金交付請求書（様式第8号）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（様式第9号）を前項に規定する期間について備えておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による（当該省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号））による）。
2 その取得価格が50万円以上のもの	

(書類の経由)

第14条 補助事業者等が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の農林事務所長を経由して提出しなければならない。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を大きく越えるなど広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。

(権限の委任)

第15条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって別表に掲げる事業に係るものは、所轄の福島県農林事務所の長に委任する。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を大きく越えるなど広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。

(契約等)

第16条 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、指名停止等の処分を受けている者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条・第5条・第15条関係）

事業名	補助対象経費	補助率	重要な変更
農業支援サービスの 立上げ支援のうち、 スマート農業機械等 の導入支援（地域型 サービス支援タイ プ）	県でサービス事業を 提供する事業者がサ ービスの提供に必要 となるスマート農業 機械等の導入を支援 するものとする。	1／2以内（1事業 実施主体当たり 1,500万円を上限額 とする。ただし、ス マート農業機械※を 導入する場合は 3,000万円を上限額 とする。）	事業の内容の変更 1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は 廃止 3 事業費の3割を超える 増又は補助金等の増 4 事業費又は補助金等の 3割を超える減

※ 本事業におけるスマート農業機械は、次の①から③までに適合した技術を用いた農業機械とする。

- ① 農業機械に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うにあたって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当向上させることに資するものであること。

[様式第 1 号] (県交付要綱第 3 条関係)

福島県知事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
事業実施主体
名称及び代表者名

福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート
緊急対策事業費補助金交付申請書

(年号) 〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、補助金 円を交付してくださるよう申請します。

記

1 事業の目的
事業実施計画のとおり

2 事業の内容
事業実施計画のとおり

3 経費の配分と負担区分の計画

事業名	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		県補助金 (A)	そ の 他 (B)	
農業支援サービスの立上げ支援のうち、スマート農業機械等の導入支援（地域型サービス支援タイプ）	円	円	円	
計				

4 事業の着手及び完了予定年月日
(年号) 〇年〇〇月〇〇日 ～ (年号) 〇年〇〇月〇〇日

5 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

6 収支予算書

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

7 添付書類

- (1) 事業実施計画（福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領第6の1（1）に定める様式）
- (2) 事業実施主体が確認できる書類（団体は規約と構成員名簿等）の写し
- (3) 直近の決算書等の写し
- (4) 団体は事業実施を決議した会議等の議事録の写し
- (5) 事業実施主体の暴力団排除に関する誓約書（別紙）
- (6) その他必要な書類

注1 変更があった場合においては、交付決定された計画と比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

注2 備考欄には、次について記入すること。

仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄に合計額「除税額〇〇〇円」を記入すること。

別紙（県交付要綱第3条関係）

誓約書

私は下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、役員等の名簿を速やかに提出すること及び当該名簿を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 事業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

福島県知事 内堀 雅雄 様

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は法人名及び代表者名）

印

（自筆の場合は、押印不要）

[様式第2号] (県交付要綱第6条関係)

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地

事業実施主体

名称及び代表者名

福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート
緊急対策事業変更(中止・廃止)承認申請書

下記により、(年号)〇年度の事業の事業計画を変更(中止・廃止)したいので
福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により承認してくださ
るよう申請します。

記

- 1 補助金交付決定年月日及び番号
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更(中止・廃止)の内容
(以下、様式第1号に準じて作成すること)

注1 変更の内容は補助金の交付決定がなされた計画(収支予算書を含む。)に比
較 できるよう二段書きとし、変更前を上段()書とすること。

[様式第3号] (県交付要綱第8条関係)

福島県知事

(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地

事業実施主体

名称及び代表者名

福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート
緊急対策事業補助金概算払請求書

(年号) 〇年〇〇月〇〇日付け福島県指令〇〇第〇〇号で交付決定のあった補助金について、下記により補助金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

1 概算払請求内容

(年号) 〇年〇〇月〇〇日現在

事業名	交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定年月日	備 考
農業支援サービスの立上げ支援のうち、スマート農業機械等の導入支援（地域型サービス支援タイプ）	円	円	円	円		

番 号
年 月 日

事業実施主体	住所又は所在地 名称及び代表者名
株式会社 日本経済新聞社	東京都千代田区千代田 1-1-1 代表取締役社長 佐々木 隆

記

- ## 2 事業遂行状況

総事業費	出来高事業費	進捗率	残事業費	完了 予定年月日	備考
円	円	%	円		

注1 この遂行状況報告書の提出後に、総事業費等の変更が予定されている場合は、変更の内容を備考欄に記入の上、提出すること。

[様式第 5 号] （県交付要綱第 9 条関係）

福 島 県 知 事
（福島県〇〇農林事務所長）

住所又は所在地
事業実施主体
名称及び代表者

福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート
緊急対策事業完了報告書

（年号）〇年度福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート
緊急対策事業について、下記のとおり完了したので、福島県スマート農業・農業
支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の
規定により報告します。

記

1 事業完了報告

事業名	農業支援サービスの立上げ支援のうち、スマート農業機 械等の導入支援（地域型サービス支援タイプ）
事業実施主体名	
交付決定年月日	（年号）〇年〇〇月〇〇日福島県指令〇〇第〇号
交付決定額	円
着手年月日	（年号）〇年〇〇月〇〇日
完了年月日	（年号）〇年〇〇月〇〇日

[様式第6号] (県交付要綱第10条関係)

福島県知事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
事業実施主体
名称及び代表者名

福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート
緊急対策事業実績報告書

(年号) 〇年度において下記のとおり事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
別紙事業実績報告のとおり
- 2 事業の内容及び成果
別紙事業実績報告のとおり
- 3 経費の配分と負担区分

事業名	総事業費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		県補助金 (A) 円	そ の 他 (B) 円	
農業支援サービスの立上げ支援のうち、スマート農業機械等の導入支援（地域型サービス支援タイプ）	円	円	円	
計				

- 4 事業の着手及び完了年月日
(年号) 〇年〇〇月〇〇日 ～ (年号) 〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算書

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

6 添付書類

(1) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し

(2) その他必要な書類

注1 福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領の様式第1号別紙1に事業実績を記載し添付すること。

注2 軽微な変更があった場合においては、交付決定された計画と比較できるように二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

注3 備考欄には、次について記入すること。

仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び 合計の欄に合計額「除税額〇〇〇円」を記入すること。

[様式第 7 号] (県交付要綱第10条第 3 項関係)

福 島 県 知 事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
事業実施主体
名称及び代表者名

(年号) 〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

(年号) 〇年〇〇月〇〇日付け福島県指令〇〇第〇〇号により交付決定通知があった福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業の補助金について、福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告内容

1 事業名	農業支援サービスの立上げ支援のうち、スマート農業機械等の導入支援（地域型サービス支援タイプ）	
2 事業主体名		
3 福島県補助金等の交付等に関する規則第 14 条に基づく確定額（（年号）〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
4 補助金の確定時における消費税仕入控除税額	金	円
5 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	金	円
6 県補助金返還額（5－4）	金	円

注 1 別添参考となる書類（5 の金額の積算の内訳等）

[様式第 8 号] （県交付要綱第11条関係）

福 島 県 知 事
（福島県〇〇農林事務所長）

住所又は所在地
事業実施主体
名称及び代表者名

福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート
緊急対策事業補助金交付請求書

（年号）〇年〇〇月〇〇日付け福島県指令〇〇第〇〇号で交付決定のあった
福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業の
補助金について、下記により補助金 円を請求します。

記

事業名	農業支援サービスの立上げ支援のうち、 スマート農業機械等の導入支援（地域型 サービス支援タイプ）
事業費	円
交付決定額（A）	円
受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
残額（A－B－C）	円

[様式第9号] (県交付要綱第12条の2関係)

財産管理台帳

事業実施主体名

地区名		事業実施年度		年度		事業名							
事業の内容				工 期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘 要
事業主体	導入機械 名称	保管場所	事業量	着 工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							県費	その他					
計													
合計													

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。